

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

農林水産事業における職員の給与及び退職手当の支給の基準

1 職員の給与

(1) 給与の区分

職員の給与の区分は、次のとおりとする。

イ 基本給

(イ) 本俸

(ロ) グレード給

(ハ) 扶養手当

ロ 諸手当

(イ) 勤務地手当

(ロ) 通勤手当

(ハ) 寒冷地手当

(ニ) 住居手当

(ホ) 単身赴任手当

(ヘ) 超過勤務手当

ハ 特別手当

(2) 基本給

イ 本俸

(イ) 本俸は月額とし、各職員の役割に応じて、バンド又は役割等級に照らして支給する。

本俸月額の基礎額及び上限額

(単位：円)

バンド	役割等級	本俸額	
		基礎額	上限額
上級管理職	S III	659, 300	
	S II	639, 300	
	S I	620, 500	
管理職・専門職	J II	554, 700	
	J I	499, 900	
上級業務職		419, 270	497, 270
業務職		249, 540	439, 270

事務職		初任本俸	347,890
-----	--	------	---------

(参考) 新卒採用者の初任本俸は 181,300 円

(ロ) 定年退職後、再雇用された職員（以下「再雇用職員」という。）の本俸については次のとおりとする。

区分	本俸
週 5 日勤務	250,000 円
週 4 日勤務	200,000 円

(ハ) 雇用期間に定めのある職員（以下「契約職員」という。）の本俸については 200,000 ～250,000 円とする。

ロ グレード給

グレード給は月額とし、役割等級及び人事考課結果を勘案して支給する。

バンド	役割等級	支給額
上級管理職	S III	183,000 円 ～ 147,000 円
	S II	157,000 円 ～ 97,000 円
	S I	112,000 円 ～ 51,000 円
管理職・専門職	J II	144,000 円 ～ 47,000 円
	J I	121,000 円 ～ 0 円

ハ 扶養手当

扶養手当は国家公務員の扶養手当に準じて支給する。ただし、再雇用職員及び契約職員に対しては支給しない。

(3) 諸手当

イ 勤務地手当

勤務地手当は月額とし、次のいずれかに該当する職員に対して支給する。

(イ) 表 1 に掲げる地域に所在する店舗に勤務している職員。

(ロ) 勤務する店舗を異にして異動した場合又は勤務する店舗が移転した場合において、当該異動又は移転につき店舗間の距離が 60 キロメートル以上である職員。(表 2 参照)

表 1

バンド 地域	事務職	業務職	上級 業務職	管理職・ 専門職	上級 管理職
東京都特別区	18,000円	36,000円	45,000円	54,000円	63,000円
大阪市	15,000円	30,000円	37,500円	45,000円	52,500円
さいたま市、横 浜市、名古屋市	12,000円	24,000円	30,000円	36,000円	42,000円
水戸市、千葉 市、大津市、京 都市、奈良市、 神戸市、広島 市、福岡市	10,000円	20,000円	25,000円	30,000円	35,000円
仙台市、宇都宮 市、甲府市、静 岡市、津市	6,000円	12,000円	15,000円	18,000円	21,000円
札幌市、前橋 市、長野市、富 山市、金沢市、 福井市、岐阜 市、和歌山市、 岡山市、高松 市、長崎市	3,000円	6,000円	7,500円	9,000円	10,500円

表 2

バンド 異動等距離	事務職	業務職	上級 業務職	管理職・ 専門職	上級 管理職
60キロメート ル以上300キロ メートル未満	3,000円	6,000円	7,500円	9,000円	10,500円
300キロメート ル以上	6,000円	12,000円	15,000円	18,000円	21,000円

ロ 通勤手当

通勤手当は国家公務員の通勤手当に準じて支給する。

ハ 寒冷地手当

寒冷地手当は国家公務員の寒冷地手当に準じて支給する。ただし、再雇用職員及

び契約職員に対しては支給しない。

ニ 住居手当

国家公務員の住居手当に準じて支給する。

（再雇用職員については、公庫が業務上の都合により転居を伴う異動を命じた場合は支給対象とする。契約職員については支給しない。）

ホ 単身赴任手当

国家公務員の単身赴任手当に準じて支給する。

（再雇用職員については、公庫が業務上の都合により転居を伴う異動を命じた場合は支給対象とする。契約職員については支給しない。）

ヘ 超過勤務手当

超過勤務手当は国家公務員の超過勤務手当に準じて支給する。

（４）特別手当

特別手当は、各人の役割や勤務成績等を勘案した上で支給する。

2 職員の退職手当

（１）支給対象

退職手当は、職員（再雇用職員及び契約職員を除く。）が退職した場合又は解雇された場合に、その者（死亡による退職の場合にはその遺族）に支給する。ただし、当該職員の在職期間が1年未満である場合（死亡等による場合を除く。）又は当該職員が懲戒処分を受け若しくは禁錮以上の刑に処せられたことにより退職させられた場合は支給しない。

（２）支給額

退職手当の金額は、表3により付与されたポイントの合計数に、退職時のポイント単価を乗じて得た額とする。ただし、満57歳以上の職員については、原則ポイントの付与を行わないものとする。

表3

項目	付与ポイント数	備考
勤続ポイント	0～60	勤続期間に応じて毎年付与
バンドポイント	25～100	バンド又は役割等級に応じて毎年付与
特別加算ポイント	100～250	昇格時等に付与

（３）増額

職務上特に功労のあった職員が退職した場合等においては、本俸の額にその100分

の 500 以内の割合を乗じて得た額又は 350 ポイント以内でポイントを付与し、そのポイントに退職時のポイント単価を乗じて得た額を加算することができる。

(4) 減額

自己の都合により退職する場合等においては、退職手当の額から当該金額に 100 分の 50 以内の割合を乗じて得た額を減額することができる。

※ 平成 23 年 4 月 1 日現在の新人事給与制度の内容を記載したもの。

以 上